

6 安心して生活できる環境づくりのために

安心して食生活を送るための環境づくり

道1 食品衛生監視費（昭和22年度開始）

38,052千円

食品の安全性を確保し、飲食による衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法等に基づき、営業の許可登録、施設の監視指導、食品の検査等を実施するとともに、食品の安全性に関する情報の提供及び道民との意見交換の促進を図る。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 食品衛生一般対策 | 26,332千円 |
| ① 食品関係営業の許可及び登録 | |
| ② 食品関係施設の監視指導、収去検査 | |
| ③ 食中毒の調査 | |
| ④ 製菓衛生師法に基づく試験、免許、登録 | |
| ⑤ 食の安全に関する道民との意見交換会の開催 | |
| (2) 腸管出血性大腸菌O157による食中毒防止対策 | 11,720千円 |
| 主に道産食品のO157検査を実施し、その安全性確保を図る。 | |

道2 食品衛生検査費（昭和45年度開始）

106,691千円

食品、添加物等の安全性を確保するため、食品中の添加物、重金属、残留農薬等の検査を行い、食品による危害の防止を図るとともに、食品衛生検査施設に業務管理基準（GLP）の運用に必要な整備を行うことにより、検査業務の適切な管理を図る。

- | | |
|--|----------|
| (1) 化学物質対策 | 60,669千円 |
| 食品衛生法に基づく規格基準について検査を行い、違反した食品を排除する。 | |
| (2) 道内食品安全対策調査事業 | 501千円 |
| 道内食品の安全を確保するため、主に一次産品を対象に必要な有害物質等の残留について検査を行う。 | |
| (3) 遺伝子組換え食品検査 | 6,636千円 |
| 遺伝子組換え食品に対する消費者の不安が大きいため、輸入農産物を原料として製造される道産加工食品等について、遺伝子組換え食品の検査を行う。 | |
| (4) 食品衛生検査施設信頼性確保事業 | 38,304千円 |
| 食品衛生検査施設にGLPに基づく検査体制を整備し、検査の適切な管理を図る。 | |
| (5) カネミ油症健康実態調査事業 | 581千円 |
| カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律に基づく健康実態調査を実施する。 | |

道3 食品衛生強化対策費補助金（昭和31年度開始）

5,169千円

食品関係事業者の食品衛生知識の向上を図り、自主的な食品衛生管理を推進するとともに、消費者の食品衛生意識の高揚を図るため、（公社）北海道食品衛生協会が実施する食品衛生指導及び食品衛生啓発事業に補助する。

補助先 公益社団法人北海道食品衛生協会

道4 乳肉及び水産食品衛生指導費（昭和22年度開始）

31,865千円

乳・乳製品、食肉製品及び水産食品の製品検査や製造施設の監視指導により、動物性食品の安全を確保する。

- (1) 乳肉水産食品の規格基準検査
- (2) 食肉等の動物用医薬品検査
- (3) ホタテ貝安全確認検査
- (4) カキの衛生確保対策
- (5) ふぐ処理責任者の養成

道5 と畜検査費（昭和28年度開始）

299,640千円

安全で衛生的な食肉を確保するため、と畜場法に基づきと畜検査及び衛生監視を実施するとともに、道産食肉の衛生水準の向上や食肉検査データの有効活用を推進する。

6 牛海綿状脳症検査費（平成13年度開始）

12,334千円

と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、道内9か所のと畜場において、搬入される牛及びめん羊・山羊を対象に、伝達性海綿状脳症検査等を実施することにより、道産牛肉等の安全性確保と、牛肉等に対する消費者の信頼向上を図る。

道7 食鳥検査指導費（平成2年度開始）

48,853千円

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥肉の安全性を確保するため、検査対象食鳥処理場において検査及び指導を行うとともに、認定小規模食鳥処理場において疾病り患鳥の排除及び衛生的処理が適切に実施されるよう監視指導を行う。

道8 生活衛生広域監視指導事業費（平成10年度開始）

2,840千円

道産食品の衛生水準の向上、大規模食中毒の発生予防を効果的に図るため、10か所の保健所に生活衛生監視指導班を設置し、広域的に高度専門的な監視指導を行うとともに、大規模食中毒等の発生時に緊急調査を行う。

道9 HACCP推進対策費（平成18年度開始）

470千円

食品関係営業者等に対しHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入を支援し、北海道HACCP自主衛生管理認証制度を普及・啓発することにより、道産食品の安全性と衛生的付加価値の向上

を図る。

【HACCP】

最終製品の検査に重点をおいた従来の方法ではなく、食品の製造工程ごとに発生しうる危害を把握し、対策を立て、特に重要な工程について、集中的な管理を行うことで製品全体の安全性を高める手法。

この手法は、管理状況を記録に残す必要があることから、食品製造加工工程の衛生管理状況を第三者に客観的に証明できる手法として国際的に認められ、各国にその採用が推奨されているものである。

安心して利用できる生活、環境衛生関係の施設づくり

道 1 生活衛生監視費（昭和23年度開始）

3,455千円

公衆浴場法、旅館業法、興行場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法等に基づく生活衛生営業施設の営業許可、検査確認事務及び監視指導並びにクリーニング師免許登録事務、クリーニング師試験を行う。また、公衆浴場及び旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌による健康被害の発生を未然に防止する。

2 生活衛生営業指導事業費（昭和49年度開始）

23,447千円

生活衛生関係営業育成指導と経営の近代化の促進、利用者または消費者の利益擁護を図るため助成し、株式会社日本政策金融公庫の一般貸付に係る知事推薦事務を委託する。

補助・委託先 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター
 補助率 国庫補助事業（20,986千円） 10/10(国1/2、道1/2)
 道費補助金（809千円） 定額

道 3 公衆浴場経営安定対策事業費（昭和46年度開始）

47,165千円

(1) 経営多角化促進資金貸付金 **25,300千円**

公衆浴場（経営者）に対して経営多角化のための事業資金を貸し付ける。

貸付先 公衆浴場経営者
 貸付限度額 1,000万円
 貸付条件 利率年1.5% 10年償還
 貸付枠 5,000万円

(2) 共同購入資金貸付金 **19,700千円**

燃料等の営業物資の共同購入のための資金を貸し付ける。

貸付先 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合
 貸付限度額 5,000万円
 貸付条件 利率年1.5% 6ヶ月償還

(3) 経営安定対策事業費補助金 **2,165千円**

補助先 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合

道4 公衆浴場対策事業費補助金

20,325千円

- (1) 公衆浴場利用促進事業費補助金（昭和48年度開始） 4,730千円
公衆浴場の入浴需要の喚起を図り、利用を促進するため、敬老の日及びエコの日に低廉な料金で入浴する事業を実施し、その事業に対して助成する。
補助先 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合
- (2) 公衆浴場確保対策事業費補助金（昭和49年度開始） 6,200千円
経営困難な公衆浴場の廃業を防止し、地域住民の保健衛生上必要な浴場を確保するために要する経費を助成する。
補助先 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合
- (3) 公衆浴場設備整備費補助金（昭和51年度開始） 9,395千円
公衆浴場の衛生水準の向上と省エネルギーの推進を図るため、設備の改善に要する経費に対し助成する。
補助先 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合

道5 温泉調査指導費（昭和23年度開始）

6,199千円

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用を推進するため、温泉法に基づく温泉の掘削や利用等の許可及び監視指導を行うとともに、温泉の保護地域等に水位計等を設置し、温泉の資源の動向等を把握することにより、適正な指導等を行う。

- 事業内容 ① 温泉の掘削等許可申請や各種届出に伴う事務及び現地調査
② 源泉及び温泉利用施設に対する立入検査
③ 温泉保護地域等における温泉の水位等の観測

道6 水道施設管理指導費（昭和46年度開始：環境生活部計上）

2,504千円

水道事業の経営認可、専用水道の工事設計に係る確認を行うとともに、施設の維持管理の監視指導及び簡易専用水道の検査を行う。

また、北海道水道ビジョンを踏まえ、水道整備基本構想を促進するなど、安全で安心な水道水の安定的な供給に向けた取組を推進する。

- ① 水道事業及び専用水道の認可・確認に伴う指導
② 水道施設の維持管理指導
③ 簡易専用水道に関する指導及び検査

7 水道施設指導監督費（昭和37年度開始：環境生活部計上）

2,212千円

水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金を受けて市町村等が行う水道施設整備事業に対し、事業が適正に実施されるよう指導監督を行う。

- ① 簡易水道等施設整備事業の指導監督
② 水道水源開発等施設整備事業の指導監督
③ 生活基盤施設耐震化等交付金事業の指導監督

8 生活基盤施設耐震化等交付金事業〔水道施設分〕（平成28年度開始：環境生活部計上）
1,899,980千円

国から交付される「交付金」を水道施設の耐震化等の事業を実施する市町村等に対し補助する。

補助先 市町村等

交付率 1/4～1/2以内

- 事業内容
- ① 水道施設等設備耐震化事業
 - ② 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ③ 官民連携等基盤強化推進事業

道9 水質衛生検査費（平成5年度開始：環境生活部計上）

14,441千円

水道水の依頼検査や水道法等の対象外の飲用井戸等に係る衛生指導を行うとともに、遊泳用プールの衛生基準に基づく指導を行う。また、水道法に基づく水質基準に対応するため、必要な検査機器等を整備する。

- ① 水質検査機器整備
水質検査機器の整備
- ② 飲料水検査指導
飲用井戸等の水質依頼検査及び指導
- ③ 遊泳用プール水質検査指導
遊泳用プールの水質検査及び衛生指導

道10 化学物質対策費（平成10年度開始：環境生活部計上）

16,751千円

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類による環境汚染状況を常時監視するとともに、法対象工場・事業場から発生する排出ガス及び排出水に係る排出基準遵守の指導を徹底し、本道の良い環境の保全を図る。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（通称「P R T R法」）等に基づき事業者による化学物質の排出量を把握し、公表することにより、事業者による化学物質の自主的な適正管理を推進する。

【事業内容】

- ① ダイオキシン類対策事業
環境調査（大気・水質・土壌）の実施。立入検査の実施。
- ② その他化学物質対策事業
P R T R法に基づく化学物質排出量の集計・公表の実施。

11 建築物衛生指導費（昭和45年度開始）

1,244千円

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の者が使用する建築物の衛生的な環境の確保を図るための適正な維持管理を指導し、併せて建築物衛生登録業の健全な事業推進と登録制度の促進等を行う。

事業内容 特定建築物の届出等指導、建築物衛生登録業の登録等指導

道12 産業廃棄物監視指導費（昭和49年度開始：環境生活部計上）

32,390千円

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者の施設等の監視指導を行うとともに、施設設置の許可に当たって、周辺環境の適切な保全が図られるよう審査を行い、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

感染症の予防や治療のための体制づくり

1 結核対策費（昭和26年度開始）

33,701千円

感染症法に基づき、結核登録、結核の健康診断、患者管理健診、家族訪問指導、入院勧告及び感染症診査協議会結核部会の設置・運営を適正に行う。

- (1) 感染症診査協議会結核部会の設置
- (2) 結核患者登録及び管理
- (3) 入院勧告等
- (4) 結核の健康診断

2 結核予防費補助金（昭和26年度開始）

5,730千円

感染症法に基づき私立学校等が実施する定期健康診断に要する経費に対して助成する。

補助先 私立学校等

3 結核対策特別促進事業費（昭和61年度開始）

5,217千円

結核のり患率・有病率の高い地域等において住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた創意工夫を加えつつ重点的な予防措置を講ずることにより、対象地域における結核予防対策を促進する。

事業内容 DOT S（直接服薬確認療法）の実施、医療従事者等の知識向上
結核予防技術者地区別講習会の開催

4 結核医療費（昭和26年度開始）

53,416千円

感染症法に基づく医療費の助成、診療報酬支払事務を委託し、適正な結核医療を実施する。

- (1) 一般患者
- (2) 入院勧告対象の患者

5 結核医療施行事務費（昭和26年度開始）

1,650千円

感染症法の規定に基づき、結核医療を適正に執行するための対策を実施するとともに、結核登録

6 安心して生活できる環境づくりのために

者の適切な管理のため、結核定期病状調査事業を実施する。

- (1) 結核定期病状調査事業（管理検診）
- (2) 結核医療施行事務

6 感染症予防対策費（平成11年度開始）

17,889千円

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生及び流行を阻止するための諸対策を行う。

- (1) 患者発生対策
- (2) 細菌等検査
- (3) 防疫業務
- (4) 感染症診査協議会の運営

7 感染症指定医療機関事業費補助金（平成11年度開始）

56,436千円

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき指定する医療機関の運営に係る経費を助成する。

補助先	第1種感染症指定医療機関	1施設
	第2種感染症指定医療機関	23施設

8 感染症予防費負担金（平成11年度開始）

900千円

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、前年度に市町村が実施した消毒等の経費を助成する。

補助先	市町村
補助率	2/3（国1/3、道1/3、市町村1/3） 激甚法第19条に該当する場合10/10（国2/3、道1/3）

9 予防接種対策費（昭和23年度開始）

68,358千円

予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種による健康被害者の救済を行い、国の委託事業として、予防接種後の被接種者の健康状況の調査、主要感染症についての免疫度、病原体分布及び環境条件等の諸要因の調査を実施する。

事業内容 健康被害救済措置、感染症流行予測調査、予防接種後健康状況調査
健康被害救済給付事業

補助先	市町村
補助率	3/4（国1/2、道1/4、市町村1/4）

10 結核・感染症サーベイランス対策費（昭和56年度開始）

16,182千円

結核・感染症サーベイランス事業により、本道における各種疾病の流行状況に関する情報の収集、解析調査等を行い、適切な感染症対策を実施する。

対象疾患 114疾病

道11 感染症対策危機管理体制基盤整備事業費（平成9年度開始）

540千円

コレラ・赤痢など輸入感染症や、腸管出血性大腸菌感染症など、今後発生が懸念される感染症について、これまで以上に予防対策の充実を図る必要があることから、危機管理体制を整備し、発生時における迅速かつ適切な対応により、まん延防止を図る。

また、新型インフルエンザ対策を推進するため、地域における医療専門家会議の充実など危機管理体制の整備を図る。

- (1) 感染症危機管理対策協議会
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 新型インフルエンザ対策に係る推進体制の整備

12 エイズ予防対策推進事業費（昭和62年度開始）

54,726千円

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、道民に対し正しい知識の普及を図るとともに、保健所における相談検査体制や関係機関との連携によるエイズ診療体制の整備充実を図る。

- (1) 医療体制の確保対策
- (2) 検査事業
- (3) 調査・研究対策

13 HTLV-1母子感染等予防対策費（平成23年度開始）

814千円

平成22年12月に総理官邸の特命チームにより示された「HTLV-1総合対策」に基づき、母子感染対策協議会を設置するとともに、保健所における相談検査体制や関係機関との連携によるHTLV-1の感染予防や、これに起因する疾病群への対策に総合的に取り組む。

- (1) HTLV-1母子感染対策協議会の設置
- (2) 検査・相談・支援対策
- (3) 普及啓発

14 エキノコックス症対策費（昭和40年度開始）

5,832千円

エキノコックス症を予防するため、市町村と連携し、衛生教育による正しい知識の普及啓発を行うとともに、患者の早期発見・早期治療のための健康診断、エキノコックスの人への感染防止に寄与する調査研究及びキツネ等媒介動物の疫学調査を実施する。

15 肝炎対策推進事業費（平成19年度開始）

7,833千円

総合的な肝炎対策を推進するための協議会の設置、肝炎に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、保健所における肝炎ウイルス検査を無料とし、受診率を向上させ感染者の早期発見の推進を図る。

また、診療体制の整備、充実のため、病診間連携の促進、医療機関における肝疾患診療レベルの均てん化を図る。

16 風しん感染予防費（平成26年度開始）

2,124千円

先天性風しん症候群の予防等のため、予防接種が必要である風しん感受性者を効率的に抽出するための抗体検査を実施する。

対象者 妊娠を希望する出産経験のない女性等

補助率 定額（国1/2、道1/2）

17 感染症医療費（昭和26年度開始）

162千円

感染症法に基づく医療費の助成、診療報酬支払事務を委託し、適正な感染症医療を実施する。

対象者 入院勧告対象の患者

補助率 最大10/10（国3/4、道1/2）

道18 狂犬病予防対策費（昭和25年度開始）

100,870千円

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生やまん延を防止するため、未登録犬・未注射犬の捕獲・抑留等を実施する。

保健衛生上の危害がある薬物等の乱用防止に向けた環境づくり

道1 覚せい剤乱用防止啓発事業費（昭和57年度開始）

2,725千円

覚せい剤等の薬物乱用防止を図るため、啓発活動を行うとともに、「北海道薬物乱用防止指導員連合協議会」が行う薬物乱用防止啓発事業に対して助成する。

また、青少年層の再乱用を防止するため、相談業務を充実し、支援ネットワークを構築する。

- (1) 「北海道薬物乱用防止指導員」による薬物乱用防止活動
- (2) 啓発資料の作成
- (3) 「北海道薬物乱用防止指導員連合協議会」が行う薬物乱用防止啓発事業に対する助成
- (4) 相談業務の充実等による青少年層の薬物再乱用防止支援

2 麻薬等取締費（昭和29年度開始）

4,593千円

(1) 麻薬・覚せい剤取締費

3,563千円

麻薬や覚せい剤等の適正な管理と流通を図るため、麻薬及び向精神薬取締法等に基づく許可事務や立入検査等を行う。

道(2) 大麻取締費

1,030千円

道内に自生する大麻及び不正けしを撲滅するため、野生大麻及び不正けしの除去を行う。

ひとり親家庭等の経済的な自立などを支援する環境づくり

道1 母子・父子自立支援員設置費（昭和28年度開始）

30,859千円

ひとり親家庭の親等に対し、相談に応じ、自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置する。

配置箇所 総合振興局及び振興局に14人（各1人）

報酬月額 152,290円

2 児童扶養手当支給費（昭和60年度開始）

4,372,239千円

離婚等により父又は母のいない児童を監護している父母や養育者に対して児童扶養手当を支給し、その福祉の増進を図る。（父子家庭は、平成22年8月から支給開始）

支給月額	平成30年4月
全部支給	42,500円
一部支給	42,490円～10,030円
第2子加算	10,030円～ 5,020円
第3子以降加算 1人当たり	6,010円～ 3,010円

負担区分 国1/3、道2/3

ただし、昭和60年7月31日以前の認定請求分については、全額国庫負担により支給されている。
(昭和36年度開始)

道3 児童扶養手当支給事務費（昭和36年度開始）

3,869千円

児童扶養手当の認定等に関する業務の円滑な促進を図り、児童の福祉増進に努める。

道4 北海道母子寡婦福祉連合会補助金（昭和30年度開始）

13,600千円

社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会が行う母子福祉センターの運営に対して助成する。

補助先 社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会

5 母子家庭等自立支援給付金支給等事業費（平成15年度開始）

24,717千円

ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就職の促進を図るため給付金の支給及び就職に有利な資格取得の促進のため各種準備金の貸付けを行う。

給付金等の種類

- (1) 自立支援教育訓練給付金
- (2) 高等職業訓練促進給付金
- (3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
負担割合 国3/4、道1/4
- (4) 高等職業訓練促進資金貸付金
実施主体 社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会
(平成28年度に貸付原資として612,800千円を一括補助済)
貸付内容 ①入学準備金（上限500,000円）
②就職準備金（上限200,000円）

6 母子家庭等就業・自立支援センター事業費（平成16年度開始）

35,421千円

ひとり親家庭の親等の自立を支援するため、就業に関する相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する専門的な相談や個々の世帯の状況・ニーズに応じて自立支援プログラムを策定するなど、総合的な支援を実施する。

- 委託先 社会福祉法人函館市民生事業協会、社会福祉法人北見睦会、
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会、社会福祉法人釧路まりも学園、
社会福祉法人帯広市社会福祉協議会、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会
- 設置場所 函館市、北見市、旭川市、釧路市、帯広市、室蘭市
- 負担区分 国1/2 道1/2 自立支援プログラムの策定 国10/10

7 母子家庭の母等委託訓練事業費（平成17年度開始：経済部計上）

28,925千円

民間の教育訓練機関等多様な委託先を活用し、地域のニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、母子家庭の母等の職業的自立の促進を図る。

- 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父並びに児童扶養手当受給者又は生活保護受給者であって職安に求職申し込みを行っているもの
- 実施主体 高等技術専門学院
- 委託先 民間教育訓練機関、NPO法人、事業主等
- 訓練科目 地域のニーズを勘案し、就職の促進が図られると認められる職種
- 訓練期間 準備講習～5日間程度 [地域の雇用失業情勢、自己の職業適性等の講義受講]
委託訓練～原則3か月
- 実施定員 120名
- 負担区分 国10/10

戦傷病者、戦没者遺族及び原爆被爆者が安心して暮らすための環境づくり

1 原爆被爆者医療給付及び措置費（昭和32年度開始）

186,710千円

原爆被爆者の健康管理及び疾病の早期発見を目的とした健康診断を実施するとともに、原爆症患者等の不安を解消し、生活の安定を図るため諸手当を支給する。

- (1) 健康診断及びがん検診
- (2) 健康診断に伴う交通費
- (3) 各種手当

2 原爆被爆者対策費補助金（昭和62年度開始）

1,541千円

被爆者及びその家族への援護対策の推進、その他必要な援助を行い、もってその健康保持と福祉の向上を図る事業に対し助成する。

補助先 一般社団法人北海道被爆者協会

3 戦没者遺族対策の促進

関係各法の周知徹底を図るとともに、戦没者遺族相談員の研修指導を行うほか、未処遇者の請求指導を促進する。

戦没者遺族相談員 62人

平成30年度処理件数（見込み） 1,000件

遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別弔慰金、戦没者妻及び父母特別給付金等

4 戦没者叙勲事務

戦没者の遺族の請求により叙位叙勲の伝達を行う。

道5 戦没者追悼費（昭和39年度開始）

7,137千円

- (1) 追悼式事業費（昭和39年度開始）

5,769千円

北海道戦没者追悼式を挙行し、追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにする。

時期 平成30年7月19日

場所 道立総合体育センター

- (2) 慰霊祭供花等

1,368千円

- ① 慰霊祭参列等（昭和28年度開始）

国及び市町村関係団体が主催する戦没者慰霊祭に参列、供花を行い、慰霊の誠を捧げる。

- ② 遺骨収集参加遺族支度金助成（昭和50年度開始）

道6 北海道連合遺族会補助金（昭和27年度開始）

2,458千円

戦没者遺族の相互扶助と援護等の事業を行っている遺族会の運営費を助成する。

補助先 一般財団法人北海道連合遺族会

道7 全国樺太連盟補助金（昭和50年度開始）

568千円

樺太引揚者の援護と樺太物故者の顕彰、慰霊等の事業を行っている連盟の運営費を助成する。

補助先 一般社団法人全国樺太連盟

8 戦傷病者対策の促進

戦傷病者及びその妻に対する援護諸制度の周知徹底を図るとともに、戦傷病者相談員の研修指導を行い、処遇もれの解消促進を図る。

平成30年度処理件数（見込み）

戦傷病者手帳の交付	3件
療養の給付（実人員）	6人
補装具の交付	5件
戦傷病者乗車券等引換証の交付	250枚
葬祭費の支給	1件
傷病恩給	10件
障害年金	1件
戦傷病者相談員	11人
戦傷病者の妻に対する特別給付金	200件

道9 引揚者・戦傷病者等援護費（昭和43年度開始）

263千円

本道に帰国する引揚者（一時帰国を含む。）及び訪日調査により身元が判明し、道内に里帰りする孤児等に対し、車中援護を行うとともに、見舞金を贈呈する。

また、戦没者遺骨等の伝達を行う。

10 旧軍人軍属の恩給

旧軍人軍属及びその遺族等の恩給相談を実施するとともに、恩給の請求指導・請求書の進達等を行う。

平成30年度処理件数（見込み）

普通恩給（扶助料を含む）	5件
一時恩給（一時扶助料を含む）	10件
一時金（遺族一時金を含む）	5件
軍歴証明書	350件

11 援護関係委託事務費

32,206千円

援護関係業務の円滑な推進を図り、戦傷病者、戦没者遺族等の福祉増進に努める。

12 定例未伝達勲章及び未伝達位記伝達事務

勲章若しくは勲記又は位記の未伝達者に対し、本人又は遺族の請求により伝達を行う。

道13 中国帰国者等定着自立促進事業費

5,366千円

本道に居住する中国帰国者等の定着自立を促進するため、次の事業を行う。

(1) 身元引受人事業（昭和60年度開始）

帰国者で、在日親族による身元引受が行われない者に対し、身元引受人のあっせんを行う。

(2) 生活支援金給付等事業（平成20年度開始）

給付事務に際し、中国残留邦人等が置かれている特別の事情に配慮するため、「支援・相談員」を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより、安心した生活が送れるよう支援する。

14 中国帰国者等生活支援費（平成20年度開始）

21,714千円

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域で生き生きとした暮らしを実現するため、一定の要件を満たす中国残留邦人等に生活支援給付等を行う。

生活困窮者の生活保障と自立に向けた環境づくり

1 生活保護対策の推進

(1) 福祉事務所の組織的な運営の推進と実施体制の強化

- ① 計画的な運営管理の推進
- ② 査察指導機能の充実
- ③ 援助困難ケースの組織的な取組の推進
- ④ 職員研修の充実
- ⑤ 実施体制の確保

(2) 保護の受給要件にかかる調査指導の徹底

- ① 保護の申請・開始時等における調査及び助言指導
- ② 資産、収入等の的確な把握
- ③ 計画的な訪問活動の確保
- ④ 医療扶助の適正実施の推進
- ⑤ 介護扶助の適正実施の推進
- ⑥ 個別ケースの実情に即した指導、援助の推進

2 生活保護施行事務費

186,346千円

【生活保護の実施概況（平成29年12月分）】

被保護世帯	123,921世帯（うち停止 210世帯）
高齢者世帯	63,518世帯
母子世帯	9,476世帯
傷病障害者世帯	33,474世帯
その他の世帯	17,243世帯
被保護人員	163,350人
保護率	3.06%

3 生活福祉資金貸付事業費補助金（昭和30年度開始）

15,991千円

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的として実施している生活福祉資金貸付事業に対して助成する。

補助先	社会福祉法人北海道社会福祉協議会
補助金額	15,991千円
補助率	10/10(国1/2、道1/2)

4 生活困窮者自立支援事業費（平成27年度開始）

262,529千円

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、相談支援や就労その他の自立に向けた支援を行う。

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に包括的に応じ、必要な情報の提供や助言、就労の支援その他の自立に関する支援等を行う。

(2) 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に、家賃相当額の給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

(3) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に、宿泊場所や食事等を提供する。

(4) 学習支援事業

生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所の提供等の支援を行う。

災害時における保健医療福祉の確保に向けた地域づくり

1 災害救助基金積立金（昭和23年開始）

一定規模以上の災害発生に備え、炊き出しや避難所・仮設住宅の設置などの応急救助に要する費用として、北海道災害救助基金を積み立てる。

道2 緊急用医薬品供給体制整備事業費（平成11年度開始）

10,860千円

北海道地域防災計画に基づき、大規模災害時における医療救護体制の整備の一環として、市町村から緊急に必要な医薬品の供給について要請を受けた際に、医薬品を常時斡旋できる体制を確保するため、第3次保健医療福祉圏毎に医薬品の備蓄（流通備蓄）を行う。（備蓄品目解熱鎮痛消炎剤止血剤など13薬効群）

また、緊急治療用として、国が製造管理している乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌス抗毒素及び乾燥ジフテリアウマ抗毒素について道有医薬品として購入備蓄し、万全の供給体制を確保する。

3 災害派遣精神医療チーム体制整備事業（平成27年度開始）「再掲」

674千円

災害時における専門的な心のケアに関する緊急支援体制の強化と円滑な対応を行うため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制強化を図る。